

平成十八年十二月七日提出
質問第二二二〇号

民間で行うことが可能な業務に関する再質問主意書

提出者
山井和則

加入事業所との違いが分かるようにお示しいただきたい。

四 二の職権適用は、前回答弁の「一について」で答弁された業務に含まれるのか含まれないのか。含まれるのであれば、答弁中のどこに該当するのか。また含まれないのであれば、なぜ含まれないと考えるのか、理由を付してお答えいただきたい。

五 前回質問において、「最低限必要となる要件」についてお尋ねしたところ、前回答弁では「現時点において行政機関以外の者に実施させることの可否及び実施させることとした場合の具体的な要件についてお示しすることは困難」との答弁をいただいた。しかし、これは社会保険庁の業務について民間委託を含めて検討する場合の前提となる議論であり、前回答弁でいただいたように一般的な要件は示せないとしても、私がお聞きした「最低限の要件」を示すことは可能と考えられるので、お示しいただきたい。なお「最低限の要件」とは、必要条件ではなく、現時点において、外すことができないと考える要件をお示しただけならば結構である。

六 五で引用した前回答弁について、現時点で困難であるとして、いつであれば示せるのか、時期の見通しをお答えいただきたい。

右質問する。